

在宅訪問歯科健診・診療事業の対象者について

Q. 有料老人ホームに入居されている方は、保険では居宅に該当するため入所者は本事業の対象者に該当するのではないか。

A. 広島市健康福祉局保健部保健医療課からの回答

→平成17年7月28日付けの通知（寝たきり高齢者訪問歯科診療事業の対象者について）をされた通り、有料老人ホームに入居されている方は該当しません。

1 平成17年7月28日付け通知の内容

本事業の対象者は「在宅寝たきり者」であるため、「病院等に入院中の者」「介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の介護保険施設、その他介護付き有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等高齢者施設の入所者」は本事業の対象者に該当しない。

2 検討内容

(1) 本事業の目的から、グループホーム等の入所者は対象者に該当しない。

- 本事業は、在宅で寝たきり等の状態にあって通院が困難な者について、かかりつけ歯科医による適切な歯科保健医療サービスにつなぐことを目的としている。
- この点において、介護老人福祉施設等の介護保険施設、その他介護付き有料老人ホーム、経費老人ホーム、グループホーム等の居住系サービス施設については、その入所者について、協力歯科医療機関等による適切な医療につなぐことをサービスの一部として提供しており、本事業の目的とすることは当該施設が行うべきものと考えられる。

(2) 医療保険制度でいう「在宅」の考え方から、グループホーム等の入所者は対象者に該当しない。

- 本事業は、在宅において療養を行っている患者を対象とした在宅医療を促進するものであるから、「在宅」の考え方は介護保険制度ではなく医療保険制度に根拠を置いている。
- 歯科診療報酬において、歯科訪問診療1の在宅かかりつけ歯科診療所加算は、「在宅療養患者」に対して歯科訪問診療1を算定した場合に加算することとされている。ここでいう「在宅療養患者」とは、下記A（入居若しくは入所している患者）及びB（サービスを受けている患者）以外の患者とされている。

A	養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
B	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（運営基準に規定する宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護